

ノミケット取引約款

第1条(適用範囲)

1. 本約款は、株式会社ノミケット(以下「乙」という。)が取引の相手方(以下「甲」という。)に対して行う本キット(第2条第1号に定義する。)の売買及びセミナー(同条第2号に定義する。)の実施に関して、甲乙間で締結される個別契約に適用される。ただし、甲乙間で別途取引基本契約書を締結している場合は、当該基本契約書の定めが本約款に優先する。
2. 個別契約の内容が本約款の内容と矛盾又は抵触する場合は、個別契約の定めが優先する。

第2条(定義)

本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本キット」とは、乙が製造するアルコール体質検査キット「ノミケット」(説明書、同意書、口腔スポンジ、唾液固定用台紙、検査結果確認用カード、返送用封筒及び外装パッケージにより構成される。)をいう。
- (2)「セミナー」とは、乙が甲の指定する受講者を対象として実施する適正飲酒に関する講習をいう。
- (3)「個別契約」とは、本約款に基づき甲乙間で締結する個々の取引に関する契約をいう。
- (4)「ユーザー」とは、甲の従業員、役員、学生その他甲が本キットの配布先又はセミナーの受講者として指定する個人をいう。
- (5)「検査機関」とは、乙が本キットに係る遺伝子解析業務を委託する外部機関をいう。
- (6)「検査結果」とは、検査機関が本キットに係る遺伝子解析を実施した結果として得られるアルコール体質分類情報(A～Eの5タイプ)をいう。
- (7)「検査ID」とは、ユーザーごとに付与される固有の識別番号であって、検査結果と氏名その他の個人識別情報とを分離管理するために用いるものをいう。
- (8)「営業日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日をいう。
- (9)「書面又は電磁的方法」とは、書面の交付、電子メールの送信その他の電磁的方法による通知をいう。

第3条(個別契約の成立)

1. 甲は、本キットの購入又はセミナーの実施を希望するときは、書面又は電磁的方法により、品名、数量、納入希望日その他の必要事項を指定して、乙に対し申込みを行う。
2. 個別契約は、前項の申込みに対し乙が書面又は電磁的方法により承諾の意思表示をしたときに成立する。
3. 甲乙間で個別契約の内容の細部について協議が必要な場合は、甲乙間で合意に至った時点で当該事項が個別契約の内容として確定する。

第4条(納入・検収)

1. 乙は、個別契約に定める納入期日までに、同契約に定める納入場所において、本キットを甲に納入する。
2. 甲は、本キットの納入を受けたときは、納入日から起算して7営業日以内(以下「検収期間」という。)に、外観及び数量について検収を行い、合格又は不合格の結果を乙に書面又は電磁的方法により通知する。
3. 検収期間内に甲から乙に対して書面又は電磁的方法による通知がなされなかったときは、検収期間の満了をもって検収に合格したものとみなす。
4. 検収の結果、不合格となった本キットの取扱い(代替品の納入、代金の減額、個別契約の解除等)は、甲乙協議のうえ定める。
5. 本キットの所有権は、検収合格時(第3項のみなし合格を含む。)に乙から甲に移転する。危険負担は、納入時に乙から甲に移転する。

第5条(セミナーの実施)

1. 乙は、個別契約に定める内容、日時、場所及び方法により、受講者を対象とするセミナーを実施する。
2. セミナーの実施形態(対面又はオンライン)、受講者数の上限、所要時間その他の実施条件は、個別契約において定める。
3. 対面によるセミナーの場合、甲は、会場の確保及び必要な設備の準備を行う。乙の交通費及び宿泊費は、個別契約に定めるところにより、実費又は甲の旅費規程に基づき甲が負担する。
4. オンラインによるセミナーの場合、使用するウェブ会議システムの種類及びアカウントの手配は、個別契約において定める。
5. 甲は、乙の事前の書面又は電磁的方法による承諾を得たうえで、セミナーを録画又は録音し、アーカイブとして保存することができる。アーカイブの利用条件は、次の各号のとおりとする。
 - (1) アーカイブの利用目的は、当該セミナーの受講者又は個別契約で定める範囲の者による事後視聴に限る。
 - (2) アーカイブの利用可能期間は、当該セミナーの実施日から起算して1年間とする。利用可能期間の経過後、甲は速やかにアーカイブを削除又は廃棄する。
 - (3) 甲は、アーカイブを編集、改変又は二次利用してはならない。
 - (4) アーカイブの共有可能範囲は、個別契約において定める。
6. 甲の責めに帰すべき事由によりセミナーが実施できなかった場合、乙は、既に発生した費用(交通費、宿泊費等)を甲に請求することができる。

第6条(代金・支払条件)

1. 本キットの売買代金及びセミナーの実施に係る対価(以下総称して「代金」という。)は、個別契約において定める。
2. 乙は、本キットの検収完了後又はセミナーの実施完了後、甲に対し請求書を発行する。甲は、乙から請求書を受領した月の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法により代金を支払う。ただし、支払期日が営業日でない場合は、翌営業日を支払期日とする。
3. 振込手数料は甲の負担とする。
4. 甲が代金の支払を遅延したときは、甲は、支払期日の翌日から支払済みまで、未払金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払う。
5. 甲は、乙の事前の書面又は電磁的方法による承諾がない限り、代金債務と甲が乙に対して有する債権とを相殺することができない。

第7条(契約不適合責任)

1. 甲は、検収合格後に本キットに種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない部分(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、当該契約不適合を知った時から1年以内に、乙に対し書面又は電磁的方法により通知しなければならない。甲が当該期間内に通知を行わなかったときは、甲は当該契約不適合を理由とする本条に基づく請求をすることができない。
2. 前項の通知がなされた場合、乙は、甲と協議のうえ、乙の選択により、代替品の納入、補修、代金の減額又は代金の返還のいずれかの方法により対応する。
3. 前二項に基づく乙の責任は、本キットの納入日から1年を経過したときに消滅する。ただし、乙が契約不適合の存在を知り又は重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。
4. 本キットには使用期限を設けていないため、前項の責任期間内に契約不適合が判明した場合には、乙は、本キットの性質及び使用状況を考慮のうえ、合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。
5. 本条に基づく乙の責任は、契約不適合に関する甲の救済手段のすべてを定めたものとし、乙は、本条に定める以外の契約不適合に起因する責任を負わない。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

第8条(知的財産権)

1. 本約款又は個別契約に基づき乙が甲に提供する一切の著作物に関する著作権(著作権法27条及び28条に規定する権利を含む。)その他の知的財産権は、乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属し、甲に移転しない。
2. 乙は、甲に対し、本約款及び個別契約の目的の範囲内に限り、本著作物を非独占的に使用する権利を許諾する。甲は、乙の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、本著作物を複製、改変、翻案し、又は第三者に再許諾してはならない。
3. 前項の規定にかかわらず、甲は、本約款及び個別契約の目的の範囲内において、自己のユーザーに対し、本著作物を閲覧又は視聴させることができる。
4. 乙は、甲に対し、本著作物が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。万一、第三者から甲に対し知的財産権の侵害を理由とする請求がなされた場合、乙は自己の費用と責任においてこれを解決し、甲に生じた損害を賠償する。ただし、甲が乙の承諾なく本著作物を改変したことに起因する場合は、この限りでない。
5. 甲が本約款又は個別契約に関連して乙に提供した素材に関する知的財産権は、甲又は甲に権利を許諾した第三者に帰属する。
6. 本約款又は個別契約が終了した場合、甲は、乙の指示に従い、本著作物の複製物を速やかに廃棄又は返還する。ただし、法令上の保存義務がある場合、及び個別契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第9条(秘密保持)

1. 本約款において「秘密情報」とは、本約款又は個別契約に関連して、一方当事者が相手方当事者に対し開示した技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密である旨を明示したものをいう。ただし、口頭により開示された情報については、開示後14日以内に書面又は電磁的方法により秘密である旨を通知したものに限り。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示後、受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 開示の時点で受領者が既に適法に保有していた情報
 - (4) 受領者が秘密情報によらず独自に開発した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
3. 受領者は、秘密情報を本約款及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、開示者の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。
4. 前項の規定にかかわらず、受領者は、次の各号に該当する場合には、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。
 - (1) 法令又は公的機関の命令等に基づき開示が求められた場合
 - (2) 受領者の役員、従業員、弁護士等法令上の守秘義務を負う専門家に対し開示する場合
 - (3) 乙が検査機関その他の業務委託先に対し開示する場合。ただし、乙は当該委託先に対し本条と同等以上の秘密保持義務を課すものとする。
5. 受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理する。
6. 個別契約が終了した場合、受領者は、開示者の指示に従い、秘密情報及びその複製物を速やかに返還又は廃棄する。
7. 本条に基づく秘密保持義務は、個別契約の終了後も3年間存続する。

第10条(個人情報・個人遺伝情報の取扱い)

1. 甲及び乙は、本約款及び個別契約の履行に関連して取得又は取り扱う個人情報及び個人遺伝情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令及びガイドラインを遵守して取り扱わなければならない。

2. 乙は、ユーザーの個人情報と検査結果を検査IDにより分離して管理し、検査結果から直接個人を識別できない状態を維持する。
3. 甲は、ユーザーに対し本キットを配布するにあたり、乙が定める検査規約及びプライバシーポリシーの内容をユーザーに周知し、ユーザーから同意書による同意を取得させるよう協力しなければならない。
4. 甲は、ユーザーに対し本キットの使用を強制してはならない。受検はユーザーの任意とし、甲は、受検の有無又は検査結果をユーザーの人事評価、処遇その他の不利益な取扱いの判断に用いてはならない。
5. 甲は、本約款に基づく業務の遂行にあたり、ユーザーの個人情報及び個人遺伝情報を取得しないものとする。ただし、ユーザー本人が書面により甲への開示に同意した場合は、この限りでない。
6. 甲は、検体の集約・発送にあたり、返送用封筒の開封、同意書の閲覧その他ユーザーの個人情報の取得を行ってはならない。
7. 甲は、本約款に基づく業務の遂行の過程においてユーザーの個人情報を知り得た場合であっても、これを本約款に定める目的以外に利用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。本項の義務は、個別契約の終了後も存続する(第11条の2を含む)。
8. 乙は、検体を検査機関における検査完了後3か月間保管させた後、適切な方法により廃棄させる。
9. 乙は、検査結果を結果公開日から180日間、乙が指定するウェブサイト上でユーザーが閲覧できる状態に置く。閲覧期間の経過後、乙は検査結果をアーカイブ保管し、検査完了日から3年を経過した時点で削除する。
10. 乙は、個人情報及び個人遺伝情報の取扱いを第三者に委託する場合、委託先に対し個人情報の保護に関する法律25条に基づき必要かつ適切な監督を行わなければならない。
11. 乙は、ユーザーから同意の撤回の申出を受けた場合、当該ユーザーに係る検体及び検査結果を、特定の個人を識別できないようにしたうえで廃棄する。ただし、既に匿名化された統計情報については、廃棄の対象外とする。
12. 甲又は乙は、本条に違反して個人情報又は個人遺伝情報の漏洩等が生じた場合、速やかに相手方に通知し、被害の拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。

第11条(検査結果の利用目的制限)

1. 甲は、検査結果を、適正飲酒の啓発及びユーザーの健康意識の向上を目的とする範囲内でのみ利用することができる。甲は、検査結果を医療行為、診断、治療又は疾病予防の目的で利用し、又はユーザーに対しそのような目的で利用できる旨を示唆してはならない。
2. 甲は、個々のユーザーの検査結果を取得することができない。乙は、甲に対し、個々のユーザーの検査結果を開示しない。
3. 前項の規定にかかわらず、乙は、対象ユーザーが10名以上の場合に限り、匿名化した統計情報を甲に提供することができる。
4. 甲は、前項の統計情報を、自己の組織内における適正飲酒の啓発活動の目的に限り利用することができる。甲は、乙の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、統計情報を第三者に開示し、又は公表してはならない。
5. 甲は、検査結果又は統計情報を、ユーザーの人事評価、採用選考、配置転換その他の雇用管理上の判断に用いてはならない。
6. 甲が前各項に違反した場合、乙は、甲に対し書面又は電磁的方法により是正を求めることができる。甲が相当の期間内に是正しないときは、乙は、個別契約を解除することができる。

第11条の2(ユーザーへの説明及びクレーム対応)

1. 甲は、ユーザーに対し本キットの使用方法、検体の採取方法その他本キット又はセミナーに関する説明を行う場合、乙が提供する資料、マニュアルその他の説明資料に基づき、正確に行わなければならない。
2. 甲は、乙の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、独自の説明資料を作成し、又は乙が提供する説明資料の内容を変更してはならない。

3. ユーザーから本キット又はセミナーに関するクレーム、問い合わせその他の申出（以下「クレーム等」という。）があった場合、甲が一次対応を行うものとする。ただし、検査結果の内容、検査方法その他乙でなければ対応することが困難な技術的事項に関するクレーム等については、甲は速やかに乙に連絡し、乙が対応する。
4. 甲の責めに帰すべき事由（ユーザーに対する誤った説明若しくは指導、第10条第3項の義務の懈怠、検体の不適切な取扱い等を含むがこれらに限られない。）により、不正確な検査結果が生じ、又はユーザーからクレーム等がなされた場合、乙は、当該不正確な検査結果又はクレーム等に起因する損害について責任を負わない。
5. 乙は、甲が前二項に基づくユーザー対応を適切に行えるよう、必要な技術的サポート（FAQ、対応マニュアルの提供等）を行う。

第12条（損害賠償・責任制限）

1. 甲又は乙は、本約款又は個別契約に関し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、現実生じた通常の損害を賠償する責任を負う。
2. 前項に基づく乙の損害賠償の累計総額は、損害の原因となった個別契約に定める代金額（税込）を上限とする。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。
3. 乙は、逸失利益、間接損害、特別損害、偶発的損害又は派生的損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わない。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。
4. 本条の規定は、第7条及び第8条第4項に基づく乙の責任にも適用される。

第13条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、感染症の流行、法令の制定若しくは改廃、政府機関の行為、労働争議、通信回線の障害その他の不可抗力により、本約款又は個別契約に基づく債務の履行が遅延し、又は不能となった場合、当該当事者は、その限度において債務不履行の責任を負わない。
2. 不可抗力が発生した場合、影響を受けた当事者は、速やかに相手方に通知し、被害を最小限にするための合理的な努力を行わなければならない。
3. 不可抗力の状態が30日以上継続した場合、いずれの当事者も、個別契約を解除することができる。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら並びにその役員及び経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ保証する。
2. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、相手方の信用を毀損し若しくは業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
3. 甲又は乙は、相手方が前二項の表明、保証又は確約に違反した場合、何らの催告を要せず、個別契約を直ちに解除することができる。
4. 前項の規定により個別契約が解除された場合、解除された当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

第15条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本約款又は個別契約に定める義務に違反した場合、書面又は電磁的方法により相当の期間を定めて催告し、当該期間内に是正されないときは、個別契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず、書面又は電磁的方法による通知により、個別契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。
 - (1) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき

- (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
 - (5) 解散(合併による場合を除く。)又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (6) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (7) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、債務の履行が困難であると合理的に認められるとき
 - (8) 第14条の表明、保証又は確約に違反したとき
3. 前二項の規定は、解除した当事者による損害賠償の請求を妨げない。

第16条(契約終了後の措置)

- 1. 個別契約が終了した場合、甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報、個人情報及び著作物の複製物について、第9条6項及び第10条の定めに従い、速やかに返還又は廃棄の措置を講じなければならない。
- 2. 個別契約の終了後も、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第11条の2、第12条、第14条3第4項、第15条第2項、第16条(本条)、第17条及び第18条の規定は、なお効力を有する。

第17条(準拠法・管轄)

- 1. 本約款及び個別契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈される。
- 2. 本約款又は個別契約に関する一切の紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条(協議)

本約款及び個別契約に定めのない事項又はこれらの解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

第19条(約款の変更)

- 1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本約款を変更することができる。
 - (1) 変更が甲の一般の利益に適合するとき
 - (2) 変更が本約款に基づく取引の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2. 乙は、前項の規定により本約款を変更する場合、変更後の約款の内容及び効力発生日を、乙のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により周知する。
- 3. 前項の変更は、効力発生日から効力を生じる。ただし、甲に不利益となる重要な変更を行う場合は、効力発生日の少なくとも30日前までに周知するものとする。

附則

本約款は、令和8年8月1日から施行する。